

社会福祉法人君津福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人君津福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(理事会の出席報酬等)

第2条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	5, 0 0 0 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

	費用弁償 (日額)
評議員会出席費用弁償	5, 0 0 0 円

(理事、監事及び評議員の勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、前条の規定により報酬または実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より適用する。

この規程は、平成30年6月25日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬
監事監査指導報酬等(日額)	5,000円